

令和8年度 大阪府運輸事業振興助成補助金事業実施要領
(ICカードシステム導入助成事業、バスロケーションシステム導入助成事業)

一般社団法人 大阪バス協会

(事業目的)

第1条 この要領は、大阪府下のバス事業における府民への利便性の向上を促進するため大阪府運輸事業振興助成補助金事業として、「ICカードシステム導入助成事業、バスロケーションシステム導入助成事業」を実施するための必要な事項を定め、助成金を交付することを目的とする。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者(補助事業を行う者をいう。)は、大阪府下のバス事業者(公営事業者は除く。)とする。

ただし、次のいずれかに該当する者を除くものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条の第6号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者
- (2) 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- (3) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

(助成対象経費及び助成額)

第3条 助成の対象となる経費(消費税除く)及び助成額(予算額を限度)は、次のとおりとする。

- (1) ICカードシステム導入助成事業
ICカードシステム導入に要する費用
・システム開発費、設備整備費等
- (2) バスロケーションシステム導入助成事業
バスロケーションシステム導入に要する費用
・システム開発費、設備整備費等

※ただし、(1)、(2)の経費は、発地、着地のいずれもが大阪府内の路線に導入する事業に限る。

2 助成額は、1事業当たり300万円を限度とする。

3 助成事業の実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月20日までとする。

(交付申請)

第4条 補助対象事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、様式1「ICカードシステム導入助成事業」又は「バスロケーションシステム導入助成事業」の選定及び助成金の額の決定依頼書(以下「交付申請書」という。)を令和8年9月30日までに、(一社)大阪バス協会(以下、大阪バス協会という。)に提出しなければならない。

また、前項の交付申請書には様式6により要件確認申立書を提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 大阪バス協会は、補助対象事業者から前条の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは交付の決定を行い、様式2「ICカードシステム導入助成事業、バスロケーションシステム導入助成事業」の選定及び助成金の額の決定通知書により通知する。

この場合において、大阪バス協会は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものと

する。

なお、補助対象事業者が第2条第1項第1号、第2号及び第3号のいずれかに該当することとなった場合又は該当していたことが判明した場合には、様式7号により該当事項届出書を大阪バス協会あてに、提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第6条 交付決定後、申請の取り下げをする補助対象事業者は、速やかに大阪バス協会あてに様式3による「ICカードシステム導入助成事業、バスロケーションシステム導入助成事業」取下げ申請書を提出しなければならない。

(助成事業完了報告及び助成金交付請求書の提出)

第7条 補助対象事業者は、助成事業完了後、大阪バス協会から助成金の交付を受けようとする場合は、様式4により「ICカードシステム導入助成事業、バスロケーションシステム導入助成事業」完了報告及び助成金交付請求書(以下「交付請求書」という。)を提出しなければならない。

(助成金交付)

第8条 大阪バス協会は、前条の交付請求書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、適切と認められるときは、助成金を交付する。

(助成金の交付取消と返還)

第9条 補助対象事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、本助成金を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
 - (3) その他助成金の交付内容若しくはこれに付した条件、その他法令又は本要領に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の場合において、当該取消にかかる助成金が、既に交付されているときは、大阪バス協会は補助対象事業者に対し、期限を定めて返還を求めることができる。
- 3 補助対象事業者は、第1項に掲げる各号に該当する事実が発生した時点で、その内容を遅滞なく大阪バス協会に報告し、その指示を受けなければならない。

(財産処分の制限)

第10条 補助対象事業者は、助成金交付の対象となった財産を取得した日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間を経過するまでの期間は、助成金の目的に反して使用、譲渡、売払、廃棄、貸付け又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。

また、取得した財産についての台帳をつけ、その保管状況を明らかにしなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式5により財産処分承認申請書を大阪バス協会に提出し、その承認を受けなければならない。

(提出部数)

第11条 この要領に定める申請書その他の提出部数は、1部(正本1部)とする。

(その他必要な事項)

第12条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、大阪府運輸事業振興助成補助金交付要綱並びに大阪府補助金交付規則に定めるところによる。

附則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。

一般社団法人 大阪バス協会会長 殿

所在地
事業者名
役職名
代表者名
担当部課名
担当者名
TEL

(公印省略)

「ICカードシステム導入助成事業」の選定及び助成金の額の決定依頼書
(令和 年度)

大阪府運輸事業振興助成補助金事業実施要領(ICカードシステム導入助成事業、バスロケーションシステム導入助成事業)第4条の規定に基づき、下記のとおり「ICカードシステム導入助成事業」の選定及び助成金の額の決定を依頼します。

記

1. 助成金決定依頼額

| 決定依頼額 |
|-------|
| 千円 |

2. 助成事業の内容及び添付書類

●添付資料

一般社団法人 大阪バス協会会長 殿

所在地
事業者名
役職名
代表者名
担当部課名
担当者名
TEL

(公印省略)

「バスロケーションシステム導入助成事業」の選定及び助成金の額の決定依頼書
(令和 年度)

大阪府運輸事業振興助成補助金事業実施要領(ICカードシステム導入助成事業、バスロケーションシステム導入助成事業)第4条の規定に基づき、下記のとおり「バスロケーションシステム導入助成事業」の選定及び助成金の額の決定を依頼します。

記

1. 助成金決定依頼額

| 決定依頼額 |
|-------|
| 千円 |

2. 助成事業の内容及び添付書類

●添付資料

一般社団法人大阪バス協会
会 長

「ICカードシステム導入助成事業、バスロケーションシステム導入助成事業」の選定及び
助成金の額の決定について(通知)
(令和 年度)

貴社から交付決定方申請のあった標記のことについては、下記のとおり決定しましたので、通知します。
なお、事業の実施にあたっては、大阪府運輸事業振興助成補助金事業実施要領(ICカードシステム導入助成事業、バスロケーションシステム導入助成事業)の定めるところに従い、適正に実施し、必ず令和9年3月20日までに終了してください。

記

1. 助成事業内容

- ・ICカードシステム導入助成事業
- ・バスロケーションシステム導入助成事業

2. 助成金額

千円

- ・ICカードシステム導入助成事業 (千円)
- ・バスロケーションシステム導入助成事業 (千円)

様式3

令和 年 月 日

一般社団法人 大阪バス協会会長 殿

事業者名
役職名
代表者名

(公印省略)

「ICカードシステム導入助成事業、バスロケーションシステム導入助成事業」取り下げ申請書
(令和 年度)

令和 年 月 日付け交付決定を受けた「ICカードシステム導入助成事業、バスロケーションシステム導入助成事業」について、下記のとおり取り下げたいので、大阪府運輸事業振興助成補助金事業実施要領第6条に基づき、申請いたします。

記

1. 取り下げる助成事業の内容

一般社団法人 大阪バス協会会長 殿

事業者名
 役職名
 代表者名

(公印省略)

「ICカードシステム導入助成事業」完了報告及び助成金交付請求書
 (令和 年度)

「ICカードシステム導入助成事業」が完了したので、大阪府運輸事業振興助成補助金事業実施要領(ICカードシステム導入助成事業、バスロケーションシステム導入助成事業)第7条に基づき、下記のとおり助成金を交付されるよう請求します。

記

1. 助成事業の内容及び助成金請求額

| | | | |
|------------|---------------------|------------|----|
| 助成事業 内容 | ICカードシステム 導入助成事業 | 助成金 請求額 | 千円 |
|------------|---------------------|------------|----|

2. 助成金振込先

| | | | | |
|------|-------------------|-------------------|------|----|
| 金融機関 | ※1 | | | 支店 |
| | 銀行 信用金庫 その他 | | | |
| | 預金種別 | ※2 普通預金 ・ 当座預金 | 口座番号 | |
| | 口座名義 | | | |

- (注) 1. ※1の欄は、金融機関名を記入のうえ、銀行・信用金庫・その他のいずれかを○で囲んでください。
 2. ※2の欄は、普通預金・当座預金のいずれかを○で囲んでください。
 3. 助成金は、上記の口座に振り込まれます。

- 次の書類を添付してください。
 ① 請求書の写し及び領収書の写し(振込の場合は、請求書の写し及び振込明細の写し)
 ② 施工確認書の写し及び検査調書
 ③ システム等設備の写真
 ④ その他参考となる書類

一般社団法人 大阪バス協会会長 殿

事業者名
 役職名
 代表者名

(公印省略)

「バスロケーションシステム導入助成事業」完了報告及び助成金交付請求書
 (令和 年度)

「バスロケーションシステム導入助成事業」が完了したので、大阪府運輸事業振興助成補助金事業実施要領(ICカードシステム導入助成事業、バスロケーションシステム導入助成事業)第7条に基づき、下記のとおり助成金を交付されるよう請求します。

記

1. 助成事業の内容及び助成金請求額

| | | | |
|------------|------------------------|------------|----|
| 助成事業 内容 | バスロケーションシステム 導入助成事業 | 助成金 請求額 | 千円 |
|------------|------------------------|------------|----|

2. 助成金振込先

| | | | | |
|------|-------------------|-------------------|------|----|
| 金融機関 | ※1 | | | 支店 |
| | 銀行 信用金庫 その他 | | | |
| | 預金種別 | ※2 普通預金 ・ 当座預金 | 口座番号 | |
| | 口座名義 | | | |

- (注) 1. ※1の欄は、金融機関名を記入のうえ、銀行・信用金庫・その他のいずれかを○で囲んでください。
 2. ※2の欄は、普通預金・当座預金のいずれかを○で囲んでください。
 3. 助成金は、上記の口座に振り込まれます。

- 次の書類を添付してください。
 ① 請求書の写し及び領収書の写し(振込の場合は、請求書の写し及び振込明細の写し)
 ② 施工確認書の写し及び検査調書
 ③ システム等設備の写真
 ④ その他参考となる書類

一般社団法人 大阪バス協会会長 殿

所在地
事業者名
役職名
代表者名

(公印省略)

「ICカードシステム導入助成事業、バスロケーションシステム導入助成事業」財産処分承認申請書

平成・令和 年度の標記事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、大阪府運輸事業振興助成補助金事業実施要領(ICカードシステム導入助成事業、バスロケーションシステム導入助成事業)第10条に基づき、申請します。

記

1. 処分しようとする財産の明細
(品目及び取得(処分)年月日)
2. 取得(処分)価格及び時価
3. 処分の方法
4. 処分の理由
5. その他必要な書類

要件確認申立書

(大阪バス協会経由)

大阪府知事 殿

大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第4条第2項第3号の規定に基づき、大阪府運輸事業振興助成補助金にかかる交付申請を行うにあたり、当法人及びその役員は、規則第2条第2号イ～ハ（別紙）までのいずれにも該当しないことを申立てます。

なお、いずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出ます。

また、規則第2条第2号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。）
- 3 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）
- 4 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 5 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

なお、間接補助事業者に当該補助事業の全部又は一部を行わせる場合には、当該間接補助事業者が上記各号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明した場合にその旨を直ちに届出ます。

令和 年 月 日

住所（所在地）

（事業者名）

氏名（代表者）

㊞

(別 紙) 様式 6 及び様式 7

○大阪府補助金交付規則

第 2 条第 2 号イ～ハ

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第

2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条の第 6 号に規定する暴力団員若しくは大阪

府暴力団排除条例（平成 2 2 年大阪府条例第 5 8 号）第 2 条第 4 号に規定する暴

力団密接関係者

ロ 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執

行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 1 年を経過しない

者

ハ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2

2 年法律第 5 4 号）第 4 9 条第 1 項に規定する排除措置命令又は同法第 6 2 条第 1

項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了し

た日から 1 年を経過しない者

様式7

該当事項届出書

(大阪バス協会経由)

大阪府知事 殿

当法人及びその役員は、大阪府補助金交付規則第2条第2号イ～ハ(別紙)に規定する次の各号のうち、第 号に該当する者となったので、本書面を届出ます。

- 1 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。)
- 2 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。)
- 3 暴力団密接関係者(大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。)
- 4 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 5 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

令和 年 月 日

住所(所在地)

(事業者名)

氏名(代表者)

㊞

(別 紙) 様式 6 及び様式 7

○大阪府補助金交付規則

第 2 条第 2 号イ～ハ

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第

2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条の第 6 号に規定する暴力団員若しくは大阪

府暴力団排除条例（平成 2 2 年大阪府条例第 5 8 号）第 2 条第 4 号に規定する暴

力団密接関係者

ロ 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 1 年を経過しない者

ハ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2

2 年法律第 5 4 号）第 4 9 条第 1 項に規定する排除措置命令又は同法第 6 2 条第 1

項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了し

た日から 1 年を経過しない者